

機能食品通信

第71号

発行 (株)機能食品研究所

■今回のテーマ

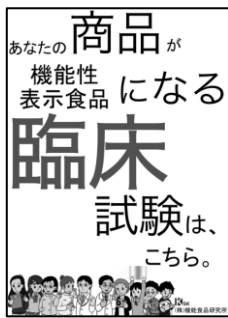
・機能性表示食品のご質問への

弊社の電話受け答え(第1回)。



機能食品研究所、梅田です。いつもお世話になっております。

先月号は「展示会は数秒勝負」「機能性表示食品、お寄せいただいた感想。」「というお話でした。「展示会のポスター、ビデオ、受け答えを簡潔にという心がけ、良いと思います。質問しやすい。「展示会のポスターに込めた、1つのメッセージが心に残りますね。」「機能性表示食品について、お客様からのご質問・ご相談を受けておられるこの事。どのように答えているのか、とても興味があります。機能食品通信の紙上で受け答えの流れをデ



展示会のポスター

モンストレーションしてはいかががでしょうか?」「今度、機能性表示食品について質問があるから電話しますね。」「というコメント・お声を寄せていただき、ありがとうございます。いつも励みになっております。

■機能性表示食品のご質問への

弊社の電話受け答え(第1回)。

●12項目に分けてご説明しております。

弊社ですが、食品製造・販売メーカー様より「機能性表示食品って、そもそも何なの?」「こういう商品で申請できる?」「というお電話を多くいただきます。先ずはお電話で大まかなお話をさせていただき、その次にお顔を合わせてのお話へと進みます。

弊社の場合、次の①～⑫の順番でお客様に質問をします。教えていただいた内容を積み重ね、お客様が必要とされている情報がどれに該当するかを明確にしていきます。先入観により『おそろしくこれはご存じだろうか。』『たぶん、ここが焦点で合っているはず。』のように勝手な予想・判断でお話が進んでしまわないよう気を付けております。

- ① 既存の制度について(栄養機能食品・トクホ) ② 新制度の概要(機能性表示食品) ③ 商品の例 ④ 対象商品となるかの判断 ⑤ 安全性の根拠
- ⑥ 生産・製造及び品質の管理 ⑦ 健康被害の情報収集体制 ⑧ 機能性の根拠 ⑨ 表示の内容 ⑩ 成分分析の種類・方法 ⑪ 動物試験の種類・方法 ⑫ 臨床試験の種類・方法

「これら①～⑫は今年6月に実施しました「機能性表示食品の制度説明」というセミナー(勉強会)で使用したスライドの流れと同じにしてあります。消費者庁のガイドラインの各文章を引用しながら、お電話の受け答えをしております。

●紙上デモンストレーション開始です。

複数のお客様から「機能食品研究所に電話をする」と、「この受け答えで相談ののって貰えるよ」と、同僚に伝えておいてあげます。「こんな電話しようと思ってるけど、どんな感じで話を進めるの?」「機能性表示食品について、お客様からのご質問・ご相談を受けておられるとの事。どのように答えているのか、とても興味があります。機能食品通信の紙上で受け答えの流れをデモンストレーションしてはいかがでしょうか?」「そのうち機能食品通信で、機能性表示食品の特集を始めると良いかもしれないね。」「というご質問・アドバイスをいただきました。ありがとうございます。

皆様のお声を受け、今月号から複数回に渡って『受け答え・ご説明の流れ』を掲載させていただく事としました。(紙面の文字数の都合により、今月号用に執筆していた「6つの扇風機の世話になる梅田」という話をお蔵入りさせました。)

●①既存の制度について(栄養機能食品・トクホ)。

まずお電話を受けます。ご挨拶ののち、ご用件を伺います。ご用件が機能性表示食品の場合、以下のような受け答えが始まります。

先ず私は「どのような商品での表示をお考えでしょうか

か? 差し支えが無ければお教えいただけますでしょうか?」「どんな有効性関与成分での表示をお考えでしょうか?」「の順に伺います。ご回答が「未定」や「不明」の場合は、この①の内容は省略する事があります。

「どのような商品での表示をお考えでしょうか?」「と伺うのは理由があります。アルコールを含有する飲料や、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省省令86号第11条第2項で定める栄養素)脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類(単糖類又は二糖類)であって、糖アルコールでないものに限る。)、ナトリウム)の過剰な摂取に繋がるものは機能性表示食品の申請が出来ないからです。また、次に「どんな有効性関与成分での表示をお考えでしょうか?」「と伺うのは、機能性表示食品は食品全般が対象ですが、【特定用途食品】【品】や【栄養機能食品】は対象外なためです。



【特定用途食品】とは、病者用、妊産婦用、授乳婦用、乳児用、えん下
 困難者用などの特別の用途に適する旨の表示をする食品をいいます。そ
 れら食品に該当する場合は、「この「特定用途食品」の種類について詳し
 く説明しております。」

【栄養機能食品】とは、含有される栄養
 素・ミネラルに関しては国が定めた規格基
 準の一覧表内にある成分に関しては一日
 当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養
 成分量が定められた上・下限値の範囲内に
 あれば機能性を表示出来ます。
 もう少し詳しく説明して欲しいという要望
 いただく事が多いので、具体例を書かせて
 いただきます。本制度では「亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養

該当する栄養成分

脂肪酸	n-3系脂肪酸
ミネラル類	亜鉛、カリウム、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム
ビタミン類	ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸

素です。「鉄は赤血球を作るのに必要な栄養素です。「銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。「ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。「ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けることにも、抗酸化作用を持つ栄養素です。「ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。「ビタミンDは、腸管

でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。「など
 のように、機能性を表示できます。これら表示の例は消費者庁のホーム
 ページに掲載されております。

他には【トクホ特定保健用食品】この制度の違いや申請に必要な情
 報の種類の違いについても、この説明の必要が生じた時は、お答えさ
 せていただいております。

●②新制度の概要(機能性表示食品)。

既存制度の次は新制度の概要についてお話させていただいております。
 表示できる内容ですが、消費者庁のホームページに公表されてい
 る『機能性表示食品の届出等に関するガイドライン』に、次の通り記載
 されております。

保健の目的が期待できる旨の表示の範囲は、疾病に罹患していない者
 の健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨(疾病リスクの低減に
 係るものを除く。)を表現するものである。

例えば次に掲げるものであり、明らかに医薬品と誤認される
 おそれのあるものであってはならないものとす。

- ①容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ旨
- ②身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ旨
- ③身体の状態を本人が自覚でき、一時的な体調の変化(継続的、慢性的でないもの)の改善に役立つ旨

この文章に沿って、お客様の目的・開発品・商品に照らし合わせながら説明をします。併せて消費者庁のホームページに掲載されている機能性表示食品の事例や、トクホ(特定保健用食品)の事例を基にし、お話を進めていきます。(トクホ用に行われた臨床試験の評価項目も使用できます。)

●③商品の例。

商品の例をお話した方が良い場合は、消費者庁のホームページに掲載されている商品・機能性を例にごくつかい説明します。

①～②のお話をさせていただいたうえで【③商品の例】をさせていただいた方が、イメージを掴みやすいというお声を多くいただいたので、商品の例はこの時点でお話させていただきます。

●④対象商品になるかの判断。

④～⑨は消費者庁のガイドラインのフローチャート順にお話をします。(④対象商品となるかの判断 ⑤安全性の根拠 ⑥生産・製造及び品質の管理 ⑦健康被害の情報収集体制 ⑧機能性の根拠 ⑨表示の内容) 既に①のお話の時に対象商品になるかの判断についてお話が済んでおりますため、「先ほど伺いました通りで、この項目は宜しかったでしょうか?」と再確認をしております。

今月は、ここまでです。…とは言いながらも、今すぐ知りたい事があるという方もおみえになると思います。そこで弊社では三重県からの委託事業として機能性評価に関する専用相談電話を開設しています。
 『電話番号 059-253-8091』『お気軽にご相談ください。これから弊社は皆様のお役に立つ事が出来るように、機能性表示食品に関する情報の蓄積と、受け答え方法の工夫を蓄積してまいります。』

回覧・印					

最後のページまでお読みいただき、ありがとうございました。差し支えが無ければ回覧いただけると幸いです。